

## ■ 市税について

市税は、市民の皆様が健康で快適な暮らしができるよう、道路・下水道・公園の整備や教育・福祉の充実などに使われる市の重要な財源です。市税が有効に活かされるよう、定められた期限までに納税者の皆さんに納めていただく「納期内納税」にご協力ください。

## ■ 主な税の種類と納期

種 類	内 容	納 期
個人住民税 (市・道民税)	その年の1月1日に市内に住所のある個人の前年所得に対してかかる税で、均等割額と所得割額の合計額を納めていただきます。普通徴収・給与特別徴収・年金特別徴収があります。	(普通徴収) 6月・8月・10月・1月の年4回 (給与特別徴収) 6月から5月までの年12回に分けて給与から自動的に納付 (年金特別徴収) 4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回に分けて年金から自動的に納付
法人市民税	市内に事務所や事業所などがある法人や社団などにかかる税で、法人の資本金・従業員数等に応じて納める均等割と法人税額に応じて納める法人税割があります。	(中間申告) 事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内 (確定申告) 事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内
固定資産税 (都市計画税)	毎年1月1日に所有している土地・家屋・償却資産に対してかかる税です。(都市計画税は都市計画区域内にある土地・家屋のみ)	5月・7月・9月・12月の年4回
軽自動車税	毎年4月1日に所有している原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます)に対してかかる税です。	5月の年1回
国民健康保険税	職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が国民健康保険に入らなければなりません。その国保資格のある被保険者の住民票世帯主にかかる税です。普通徴収と年金特別徴収があります。	(普通徴収) 7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月の年8回 (年金特別徴収) 4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回に分けて年金から自動的に納付

## ■ 市税の納付場所について

赤平市の市税は、以下の場所で納めることができます。

1.指定金融機関（北洋銀行）・・・道内全営業店で納付できます。

2.赤平市役所 市役所本庁舎 赤平市泉町4丁目1番地  
 茂尻支所 赤平市茂尻本町1丁目1番地 電話 32-2116  
 平岸連絡所 赤平市平岸新光町1丁目30番地 電話 38-8102

3.収納代理金融機関

北海道銀行、北門信用金庫、北海道労働金庫、空知商工信用組合、たきかわ農業協同組合、ゆうちょ銀行又は郵便局（北海道外で納付される場合は、納税通知書（納付書）が使用できない場合がありますので、恐れ入りますが市税係までご連絡ください。）

## ■ 便利な口座振替のご案内

市税などの納入には、納期限ごとにご指定の預貯金口座から振替する口座振替が便利です。預貯金通帳、通帳届出印をご持参のうえ、市内金融機関・郵便局の窓口、市役所税務課窓口にて口座振替のお申し込みができます。ぜひご利用ください。

## ■ 税に関する各種証明書等について

### ・市道民税関係

所得証明書（所得・課税・扶養証明書、児童手当用、児童扶養手当用） 1通につき300円

※年末調整や確定申告、住民税申告などで申告がお済みで無い方は、住民税申告をして頂かないと証明書の発行できませんのでご注意ください。

### ・固定資産税関係

固定資産税評価証明書	土地1筆・建物1棟につき	300円
公課証明書	1通につき	300円
住宅用家屋証明書	1通につき	1,300円
名寄帳の閲覧等	1枚につき	200円
地積図・地番図	1枚につき	300円

・納税証明書	1税目につき	300円
--------	--------	------

・その他証明書等	1通につき	300円
----------	-------	------

